

戸別受信機の電波を受信しやすくする使い方と注意事項について

■ 戸別受信機の使い方 ～ ご意見（不具合）と電波を受信しやすくするポイント ～

★ 使用者からのご意見

○最初の頃は受信していたが、突然鳴らなくなった。
○時々受信しない時がある。
○最初から受信しない。　など

★ 電波を受信しやすくするポイント

○アンテナは全て伸ばしていますか？
○電化製品から離して設置していますか？
○窓の近くに設置していますか？
※窓の近くに置いても受信しない場合は、反対側の窓の近くに置いてみてください。

★ 受信しにくい場合の特徴

～ 調査結果から分かる特徴 ～

○**住宅が山かげになっている**と、受信しにくい場合があります。
○**建物（外壁）の材質上**、受信しにくい場合があります。
※電波は光台地区から発信しています。その方角の窓の近くに設置すると受信できる場合もあります。

★ 改善しない場合の対応

～ 調査、設置費用は無料です ～

上記のポイントを試しても改善しない場合は、**役場くらし安心課にご連絡ください。**
後日、**委託業者が、ご自宅で受信調査をいたします。**必要に応じて「ダイポールアンテナ（※屋外に設置するアンテナ）」を設置し受信できる状態にいたします。

※戸別受信機に入っている電池は自然放電等で消耗していきます。電池は、年に1回程度の交換が推奨されています。（電源ランプが緑色と赤色に交互に点滅している場合は、電池が消耗している、もしくは電池が戸別受信機に入っていないことを表しています。）

Ｊアラート全国一斉情報伝達試験が実施されます

戸別受信機から自動的に大きな音が流れますので、実際の災害と間違えないようご注意ください。

【実施日】 2月15日（水）11時00分



【試験内容】
消防庁から試験放送の情報が全国一律に配信されます。各市町村において、防災行政無線等による試験放送が実施されます。
防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声子局）からの試験放送の内容は、次のとおり。
①上り4音チャイム
②「これは、Jアラートのテストです」×3回
③「こちらはぼうさいいまかねです」
④下り4音チャイム

【問合せ】くらし安心課　☎82-0111

開設日時：令和５年２月９日(木)・21日(火)
午後５時30分～午後７時30分〈完全予約制〉

町税の滞納処分を強化してます

税金を滞納されている方には、段階的に催告を行っています。催告後、期日までに納税相談等がない方、財産があると判断されるのに納付しない方など悪質と判断される場合は、財産差押やタイヤロック等を行います。

また、令和３年４月以降に課税された町税の延滞金を完全徴収しています。納期限を過ぎて納税された場合は、税額に加えて延滞金を納付いただきます。

〇延滞金の率…納期限の翌日から納税日まで8.7％（納期限翌日から一か月の日までは2.4％）なお、上記の率は、令和４年１月１日から令和４年12月31日まで期間です。※令和５年１月１日から令和５年12月31日までの期間についても同様の率となります。

令和４年中の延滞金計算式
（本税の金額）×（納期限の翌日から１か月を経過する日までの期間）×2.4％÷365
＋（本税の金額）×（納期限の翌日から１か月を経過した日から納付した日までの期間）×8.7％÷365

〇計算例…町・道民税第２期（納期限８月31日）77,000円を11月16日に納めた場合
（1）最初の１か月（９月１日から９月30日）
延滞金・・・77,000円×30日×2.4％÷365日＝（約）151円
（延滞金に1円未満の端数が生じるときは切り捨てます。）
（2）１か月を超える期間（10月１日から11月16日）
延滞金・・・77,000円×47日×8.7％÷365日＝（約）862円
延滞総金額・・・（１）151円＋（２）862円＝1,013円 ⇒ 1,000円が加算されます
（100円未満切り捨て）

【問合せ】税務住民課　課税収納グループ　☎82-0111

戦没者等のご遺族の皆様へ

第十一回特別弔慰金の請求期限が近づいています。令和５年３月31日までに、ご請求ください。

請求期限を過ぎると、第十一回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

■支給対象となる方

令和２年４月１日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等救護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で
1．令和２年４月１日までに戦傷病者戦没者遺族等救護法による弔慰金の受給権を取得した方
2．戦没者等の子
3．戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4．上記１から３以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）
※戦没者等の死亡時まで引き続き１年以上の生計関係があった方に限ります。

■支給内容
国債名称　第十一回特別弔慰金国庫債券　い号
額　　面　25万円（５年償還）

■請求窓口
北海道保健福祉部福祉局地域福祉課援護係　☎011-231-4111（内線25-622）
税務住民課　戸籍年金グループ　☎82-0111

「マイナンバーカード申請等の時間外窓口を開設します！」ぜひご利用ください。